

令和5年5月1日

保護者の皆様

瀬戸市立東山小学校長  
野田敬資

### 新型コロナウイルス感染症にかかわる当面の対応等について

薫風の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。さて、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで法律上の「5類感染症」として位置づけられることとなりました。このことに伴い、当面の学校教育については下記のように進めて参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 学校教育活動における基本的な考え方

- (1) 「手洗い等の手指衛生指導」「換気」「咳エチケット指導」等の基本的な感染症対策について継続します。
- (2) 「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスのとれた食事」等、身体の抵抗力を高めるための指導を継続します。引き続き各ご家庭でのお取り組みをお願いします。
- (3) 学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とします。ただし、社会一般においてマスク着用を推奨される場面は除きます。
- (4) 感染が急拡大している時期や高齢者施設等との交流時など、時期や場面によっては、これまでの対策を参考にして感染対策を強化します。

#### 2 出席停止等の扱いについて

- (1) 児童が新型コロナウイルス感染症と診断を受けたとき
  - 出席停止とします。なお、出席停止の期間は以下の通りとします。
    - ・ 発症日を0日目とし5日目までを基本とします。
    - ・ 5日目以降も症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快してから1日を経過するまで出席停止とします。
  - 発症後10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性のあることから、マスクの着用が推奨されています。
- (2) 同居家族が新型コロナウイルス感染症と診断を受けたとき
  - 家庭で検温・健康観察等を行い、平熱かつ風邪様症状がない場合は登校できます。
- (3) その他
  - 個別の事情により出席停止にできる場合がありますので、学校にご相談ください。

#### 3 児童の健康状態の把握について

- 各家庭において、登校前の児童の健康状態について確認をお願いします。
- 児童本人に、発熱や咽頭痛など普段と異なる症状がある場合には、登校を控えてください。（新型コロナウイルス感染症と診断された場合に出席停止となります。）
- 毎朝の検温チェックカード記入及び提出については必要ありません。